

## 第 10 回原子力損害賠償制度専門部会に対する意見

平成 28 年 5 月 31 日  
福井県知事 西川 一誠

貴会議に公務のため出席できないので、次のとおり意見を提出いたします。

- ・平成 26 年 4 月に閣議決定したエネルギー基本計画においては、国は原子力を「重要なベースロード電源」とし、「原子力発電所の再稼働を進める」、「万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任を持って対処する」との方針を明確にしている。
- ・このように、今後も国策として原子力を活用していくとすれば、事業者のみによる賠償が困難となる状況において、国が最終的に事故・被害者救済に責任を持つ総合的な制度を整えておく必要がある。
- ・このため、自然災害など他の災害との均衡を考慮しながら、原子力損害賠償法において原子力政策を推進している国の責任をあらかじめ明確に規定するべきである。